

令和4年  
第11回南九州市農業委員会 総会会議録

1. 日 時 令和4年11月28日（月） 午後2時～

2. 場 所 南九州市頤娃保健センター

3. 出席委員（19人）

|    |      |        |      |        |            |
|----|------|--------|------|--------|------------|
| 会長 | 1 番  | 松村 孝徳  |      |        |            |
| 委員 | 3 番  | 福元 三徳  | 4 番  | 桑代 純一  | 5 番 松永 克生  |
|    | 6 番  | 吉崎 久男  | 7 番  | 六反田 達郎 | 8 番 松藺 勝郎  |
|    | 9 番  | 梶山 俊孝  | 10 番 | 東垂水 勝秀 | 11 番 今市 範男 |
|    | 12 番 | 本木下 裕一 | 13 番 | 宮原 俊郎  | 15 番 池田 慎  |
|    | 16 番 | 下之門 信洋 | 17 番 | 東垂水美智子 | 18 番 雪丸 泰親 |

4. 欠席委員（3人） 2 番 永山 明美 14 番 月野 貴大 19 番 大隣 初美

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第58号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第6 議案第59号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第7 議案第60号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第61号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第9 議案第62号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第10 議案第63号 非農地証明願について
- 日程第11 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 赤崎 美行

農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘

## 7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。永山委員，月野委員，大隣委員から一身上の都合により，欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 16 名で，会議の定足数に達しております。これより令和 4 年第 11 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが，議案資料の 107 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の，会長・事務局長諸般の報告に対しまして，質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので，これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので，質疑，意見等発言を求める委員は，挙手のうえ，自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第

19条第2項の規定により、6番 吉崎 委員、7番 六反田 委員を指名し、会議書記に赤崎 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。  
お諮りします。本会議の会期は、本日11月28日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。4頁～8頁でございます。  
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が29件ございました。  
貸人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、借人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。  
貸人主導によるもの9件、借人主導によるもの20件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが1件となっており、地目の内訳は、田5筆 5,278㎡、畑50筆 60,013㎡の合計55筆 65,291㎡で、潁娃地域17件、知覧地域7件、川辺地域5件です。  
なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。  
以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は 10 頁からになります。今回は、新規認定 2 件、再認定 3 件であります。一覧表は 11 頁、新規認定個別表は、12 頁になります。

まず、整理番号 1、知覧町〇〇の 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。現在、いちご苗 68 a、いちご 128 a の経営を行っていますが、今後は、それぞれ規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号 2、鰐住町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶 300 a、キャベツ 300 a 等の経営を行っていますが、今後は、それぞれの作物を規模拡大し、新たに施設トマトの栽培をはじめたい考えです。

経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願い致します。

また、再認定 3 件の個別表は、資料の 13 頁となりますので、お目通しをお願い致します。

以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第 5 議案第 58 号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 資料は、15 頁からになります。

今回は、南九州市知覧町〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんの案件です。

法人の事業内容としましては、農産物の生産・加工販売で、会社設立は令和 4 年 9 月です。構成員は 2 人となっています。資本金の額は 300 万円です。

農地所有適格法人は 4 つの要件を全て満たさなければなりません。

「法人形態要件」については、株式会社です。

「事業要件」については、主な事業は、いちごの加工・販売となっております。

「構成員要件」については出資者 2 人で、常時従事（150 日）する農業関係者が総議決権の 2 分の 1 を超えております。

「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業に 150 日以上従事し、かつ一人以上が法人の農作業に年 60 日以上従事します。

以上、全ての要件を満たしていることを御報告いたします。

- 議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。  
質問、御意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第 58 号に係る案件については、申請どおり承認することに御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。  
よって議案第 58 号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。
- 議 長 次に、日程第 6 議案第 59 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。梶山委員をお願いします。
- 梶山委員 報告いたします。20 分の審議番号 1 番です。関連資料は 21 分から 25 分になります。  
申請人は、京都府の〇〇〇〇で、申請地は知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 1,970 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会に位置します。  
申請人は、京都府に本店を置き、電子機器・部品の製造、加工、販売及び農産物の栽培、仕入、販売を営む法人であり、雇用を含めた地域の活性化を図るために、地元産の農産物を仕入れて販売する農産物販売店を建築しようとすることから、農用地区域から除外するものです。  
申請地の北側、西側は宅地に、東側は畑に、南側は市道に接しています。  
50 cm 程度の盛土を行うがブロック積を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設け、建築物の高さを抑制するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。  
以上で報告を終わります。
- 議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。
- 農地係長 補足説明いたします。  
審議番号 1 番の農振除外につきましては、代替地を検討しましたが、適地

が見つからず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業未実施地区であることから、除外の要件を満たしていると判断されます。

申請理由に雇用を含めた地域の活性化を図るためとありますが、施設整備後の雇用につきましては地元から5、6名を予定しているとのこと。

なお同時に5条転用許可申請がなされております。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

本木下委員 25 ページですけれども、現況は不耕作ということで書いてありますが、現在どのような状況なんですか。

梶山委員 現況は、芋等を植えていたと思いますが、今は草が生えていて、耕せば変わるような状況になっています。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第59号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第59号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第7 議案第60号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。27 頁～28 頁の3条所有権移転9件でございます。

譲渡人は、顚娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、顚娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、田 2 筆 3,503 m<sup>2</sup>、畑 16 筆 17,222 m<sup>2</sup>の合計 18 筆 20,725 m<sup>2</sup>で、理由につきましては、規模拡大 4 件、受贈 2 件、相手方の要望 3 件で、10 a 当たりの取引価格につきましては、田が 159 千円から 500 千円、畑が 149 千円から 4,559 千円です。

ただいまの 4,559 千円の案件は、27 分の審議番号 2 番の畑 1 筆 329 m<sup>2</sup>で 1,500 千円の取引価格でございます。

10 a 当たりの取引価格の平均としましては、田 329 千円、畑 397 千円で、地域別では、顚娃地域 5 件、知覧地域 1 件、川辺地域 3 件です。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました 29 分～36 分の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。  
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 60 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 60 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 8 議案第 61 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から報告をお願いします。梶山委員をお願いします。

梶山委員 報告いたします。38 分の審議番号 1 番です。関連資料は 41 分から 45 分になります。

譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇，譲渡人は、兵庫県〇〇市の〇〇〇〇さんで、申請地は、颯娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番，畑 616 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇〇〇であり、地域の公園に隣接する農地の寄付申出があったことから、土地の有効利用を図るために、公園として休憩所、花壇、避難所を整備しようとするもので、土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、現状のまま利用するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号2番です。関連資料は46頁から50頁になります。

譲受人は、京都府の 〇〇〇〇，譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんで、申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番，畑 1,970 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会に位置し、申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

続きまして、審議番号3番です。関連資料は51頁から55頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんで、申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番，畑 488 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の借家に居住する会社員であり、借家が手狭であることから、義父から申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。場所は県道沿いで住宅地や商業地に囲まれており、ほぼ住宅のなかにある状況で、土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、下之門委員お願いします。

下之門委員 報告いたします。審議番号4番です。関連資料は56頁から64頁になります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇，譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん外5名です。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番 外15筆，畑 12,561 m<sup>2</sup> 田 3,122 m<sup>2</sup>の合計 15,683 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会西側に位置します。

申請人は、鹿児島市に本店を置き、食品の製造、加工及び販売業を営む法人であり、経営の安定を図るために、申請地及び隣接の山林 22 筆と一体利用で、連結子会社である〇〇〇〇が〇 〇〇羽を飼養管理する〇〇，〇〇及び沈砂池を建設しようとするものです。

申請地の周囲は四方ともに山林に接し、土砂流出、雨水排水、日照・通風



等及び畜産環境保全対策については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、議番号5番です。関連資料は65頁から69頁になります。譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 564 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会南側に位置します。

申請人は、市内の農事組合法人であり、既存の農業用倉庫が手狭であることから、申請地を譲り受けて、農業用機械、乾燥機等を収納する農業用倉庫を建築しようとするもので、土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長                    ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長                5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。  
一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、審議番号3番の宅地への入口につきましては、東側の県道からを予定していますが、現状はカラー舗装の歩道であることから、県南薩地域振興局建設部と協議のうえ、車両乗入口確保のための工事施行承認申請中とのことです。

また、審議番号4番につきましては、県に林地開発許可の申請中でありまして、許可を条件に農地転用の許可相当となります。

審議番号1番の農地区分に応じた許可基準につきましては、他のいずれの要件にも該当せず、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが、適地が見つからなかったとのことです。

審議番号2番につきましては、農振除外後は、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、既存の集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号5番も同じく第1種農地と判断されますが、地域の農業振興に資

する農業用倉庫の建築であることから、第1種農地の不許可の例外である『農業用施設等』に区分されます。

審議番号3番につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に2つ以上の公共施設が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

審議番号4番につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

以上のことから、申請がなされた5件の転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

なお、審議番号2番5番は、第1種農地に、審議番号4番は、農用地区域内農地に区分されるため、来月及び農振除外認可見込みの段階で、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第61号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、所有権移転設定のうち2件について申請どおり許可し、3件については、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって議案第40号に係る案件については、所有権移転設定のうち2件について申請どおり許可し、3件については、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

桑代委員 先般の申請で転用目的が駐車場になっていたのですけれども、それで承認されたんですが、現在野菜を作っているんですよ。これは問題ないんでしょうか。

農地係長 確認をします。転用の承認を取ったけれども農地として使っているということですね。

会 長 担当地区委員と事務局で指導するようにします。

議 長 次に、日程第9 議案第62号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。72 ㍿～74 ㍿をご覧ください。所有権移転です。  
譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇  
外11件です。

田1筆 1,239 ㎡、畑24筆 25,501 ㎡の合計 25筆 26,740 ㎡で、理由  
につきましては、規模拡大6件、受贈6件で、10a当たりの取引価格につき  
ましては、田は無償での取引で、畑が150千円から540千円で、10a当たり  
の取引価格の平均としましては、畑が417千円でございます。

地域別では、颯娃地域7件、知覧地域4件、川辺地域1件です。

続きまして、76 ㍿～87 ㍿の賃貸借利用権の設定で、利用権を設定する者  
は、鹿児島市の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、  
颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外65件です。

設定面積は、田21筆 25,747 ㎡、畑104筆 118,380 ㎡の合計 125筆  
144,127 ㎡で、颯娃地域24件、知覧地域17件、川辺地域25件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での賃貸借利用権設定につきましては、  
件数が16件、設定面積は、田3筆 5,244 ㎡、畑28筆 36,733 ㎡の合計 31  
筆 41,977 ㎡で、颯娃地域4件、知覧地域9件、川辺地域3件となっております。

続きまして、89 ㍿～95 ㍿の使用貸借利用権の設定です。

利用権を設定する者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、  
知覧町〇〇の〇〇〇〇 外38件です。

設定面積は、田52筆 37,639 ㎡、畑18筆 27,977 ㎡の合計 70筆 65,616  
㎡で、颯娃地域1件、知覧地域37件、川辺地域1件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での使用貸借利用権設定につきましては、  
件数が33件、設定面積は、田50筆 36,632 ㎡、畑1筆 1,244 ㎡の合計 51  
筆 37,876 ㎡で、颯娃地域1件、知覧地域32件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本  
構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、ま

た事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が65番、使用貸借利用権設定のうち、〇〇委員が1番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第62号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件、賃貸借利用権設定と使用貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第62号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第62号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

( 2人 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第62号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 62 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

( 2人 入室)

議 長 〇〇委員、〇〇委員に報告いたします。議案第 62 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 63 号 非農地証明願についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。桑代委員お願いします。

桑代委員 報告いたします。97 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 98 頁から 100 頁になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんで、申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番 外 2 筆、畑 5,013 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会に位置します。

平成 24 年に申請地を父から相続しましたが、それ以前に杉、ヒノキを植林していたもので、47 年から 51 年経過しており、伐採することなく管理が行き届かないまま山林の状態で現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、周囲も山林の状況で、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、審議番号 2 番です。関連資料は 101 頁から 103 頁になります。

申請人は鹿児島市の〇〇〇〇さんで、申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番、畑 877 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会に位置します。

父が昭和 47 年に杉を植林したもので、4～5 年は手入れをしていましたが、その後管理が行き届かないまま山林の状態で現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、周囲も山林の状況で、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、審議番号 3 番です。関連資料は 104 頁から 106 頁になります。

申請人は、始良市の〇〇〇〇さんで、申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番及び〇〇〇〇番、畑 1,182 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会に位置します。

平成 24 年に申請地を父から相続しましたが、それ以前に杉を植林していたもので、43 年から 48 年経過しており、伐採することなく管理が行き届かないまま山林の状態で現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、周囲も山林の状況で、今後も農地として利用する見込みはないと判断し

ました。

以上で報告を終わります。

議 長           ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長       補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱基準第5条第2号イ)の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してから経過年数を、考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに、周囲に耕作している農地はなく、又、周囲も林野化している状況からみて、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長           只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。

委 員           「なし」の声あり

議 長           質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第63号 非農地証明願については、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員           「異議なし」の声あり

議 長           異議なしと認めます。

よって、議案第63号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長           次に、日程第11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員           「なし」の声あり

議 長           ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長       (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和4年第11回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 6 番 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 7 番 \_\_\_\_\_